

大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書

鹿屋市（以下「甲」という。）と大崎町（以下「乙」という。）は、平成21年10月7日に締結した大隅定住自立圏の形成に関する協定書を次のとおり変更する。

別表第1に次の1表を加える。

ウ 教育文化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 図書館ネットワークシステムの構築	圏域内の図書館を相互利用することにより、住民の利便性の向上を図る。	(1) 利用登録・貸出等の共同運用を乙及び連携市町と行う。 (2) 図書館システムの構築に関する費用負担を行う。 (3) 図書館システム用端末機器の設置・保守に関する費用負担を行う。 (4) システム運用に関する応分の費用負担を行う。 (5) 利用者情報、図書情報等の登載・管理・保守を行う。 (6) インターネット予約等による他館等への貸出業務を行う。 (7) 運営協議会を設置し、運営する。	(1) 利用登録・貸出等の共同運用を甲及び連携市町と行う。 (2) 図書館システム用端末機器の設置・保守に関する費用負担を行う。 (3) システム運用に関する応分の費用負担を行う。 (4) 利用者情報、図書情報等の登載・管理・保守を行う。 (5) インターネット予約等による他館等への貸出業務を行う。 (6) 運営協議会へ参画する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年9月27日

甲 鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市
市長 嶋田芳博



乙 曾於郡大崎町仮宿1029番地
大崎町
町長 東靖弘

